

平成28年11月14日

答申第736号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成26年に道路交通法違反で逮捕されたNHK職員の逮捕理由とその処分について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書として「職員の懲戒処分について」を開示したが、そのうち被処分者の氏名は、NHK情報公開規程（以下、規定）第8条1項3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、規程第8条1項3号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）

第749号諮問、審議、答申